

運営規程

(訪問介護)

(介護予防訪問介護相当サービス)

(事業の目的)

第1条 病気やけがなどにより、家庭においてねたきりやそれに準ずる状態にある者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助(訪問介護)を行う。

利用者が可能な限り居宅において要支援状態の維持もしくは改善をはかり、又は要介護状態になることを防止し自立した生活をいとなむことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたり支援(介護予防訪問介護相当サービス)を行う。

この事業は、介護保険法、老人保健法、健康保険法、老人福祉法の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、在宅介護を推進し、快適な在宅介護が継続できるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護事業所を、他の事業から独立して位置づけ、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。

- 2 事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービス事業者などの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。
- 4 訪問介護と介護予防訪問介護相当サービスは同一の事業所において一体的に運営する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 ホームヘルプサービス穂波の里
- (2) 事業所の所在地 新潟市西区新通4727番地

(従業員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

- (1) 管理者 1人
 - ・事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。
 - ・管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携をはかり、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど適切に事業を実施できるよう、総括する。
- (2) サービス提供責任者 2人以上
 - ・介護福祉士又は3年以上の実務経験を有する実務者研修修了者とする。
 - ・訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当サービス計画を作成し、作成した計画内容を利用者又はその家族に対して説明を行い、必要に応じて計画を変更する。併せて、訪問介護の利用申し込みに関わる調整を行う。
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議へ

の出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携を図る。

- ・訪問介護員等の能力や希望を踏まえた管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。

(3) 訪問介護員 常勤換算で4人以上

- ・介護福祉士及び介護職員初任者研修等修了者とする。
- ・作成された訪問介護計画に従い、訪問介護を実施する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日、年末年始(1月1日から1月3日)を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前8時から午後8時までとする。
- (3) ただし、緊急の場合はこのかぎりでない。また上記による以外に電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(訪問介護の内容)

第6条 提供する訪問介護の内容は次のとおりとする。

(1) 身体の介護に関すること。

- ① 食事の介護
- ② 排泄の介護
- ③ 衣類着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ 身体の清拭、洗髪
- ⑥ 通院等の介助その他必要な身体の介護

(2) 生活援助に関すること。

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 住居等の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ その他必要な家事

(3) 指定介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 介護予防訪問介護相当サービス(Ⅰ) 週に1回程度
- ② 介護予防訪問介護相当サービス(Ⅱ) 週に2回程度
- ③ 介護予防訪問介護相当サービス(Ⅲ) 週に3回程度

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護を提供した場合の利用者負担額

- ① 厚生労働大臣の介護報酬告示に定める介護報酬の額の1割。(一部利用者は2割または3割)
- ② 介護保険法の支給限度額をこえた場合は介護報酬の全額。

(2) 介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用者負担額

新潟市要綱に定める介護報酬の額の1割(一部利用者は2割または3割)

(3) その他

事前の連絡がなく、訪問介護員が訪問をした後に利用者の都合で訪問介護が提供できなかった場合は、1時間につき、2,600円を徴収する。

(4) 訪問介護、介護予防訪問介護相当サービスに要した交通費は、次のとおりとする。

- ① 通常の事業の実施地域内 徴収しない。
- ② 通常の事業の実施地域外の地域
法人の定めるガソリンの計算式により算定した額を徴収する。
計算式 走行距離 km (往復) × 毎年4月1日のガソリン価格
- ③ 利用者の依頼にもとづき、交通手段を使ってサービスを提供した場合は交通費の実費を徴収する。

(5) 自費サービスを提供した場合 15分につき 650円 (1時間 650円) を徴収する

- 2 前項に掲げる費用の支払いは、利用者又はその家族に対して事前に重要事項として説明し、同意の上署名をうけることとする。

(緊急時の対応方法)

第8条 訪問介護員は、指定訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス実施中に利用者の病状、状態に急変その他の緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 訪問介護員は、前項について処置したときは、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業を実施する地域は次のとおりとする。

新潟市

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 訪問介護事業者は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底していく。
- (2) 虐待防止のための指針を整備することとする。
- (3) 虐待防止のための、職員に対する研修を定期的に行うこととする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

- 2 訪問介護事業者は、虐待が発生した場合、速やかに新潟市へ通報し、新潟市が行う虐待などに対する調査などに協力するよう努める。

(その他運営にあたっての重要事項)

第11条 訪問介護事業者は社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため、すべての訪問介護員(登録ヘルパーを含む)に対し、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的

に訪問介護を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。

なお、研修は次のとおり設けるものとする。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内に実施
 - ② 継続研修 年 1 回以上実施
- 2 職員は業務上知りえた秘密を決して漏洩しない。また、従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。
 - 3 訪問介護事業者は、訪問介護員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、その設備・備品について衛生的な管理を行う。
 - 4 訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護、介護予防訪問介護相当サービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。
 - 5 事業所は、サービスの質の評価を行い、介護サービス情報の公表を行い、サービスの改善を図る。

（記録の整備）

第 12 条 訪問介護事業者は、指定訪問介護、介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次の事項について記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- （1）個別援助計画書、介護予防訪問介護相当サービス個別援助計画書
 - （2）提供した具体的サービス内容等の記録
 - （3）利用者に関する市町村への通知に関する記録
 - （4）苦情の内容等に関する記録
 - （5）事故の状況及び事故に際して摂った処置についての記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存するものとする。

改定 令和 5 年 6 月 20 日